

# 東京都北区新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

## 第1部 基本的な考え方

### 1. 計画の基本的な考え方

○本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第8条の規定に基づき策定する計画である。  
・対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）  
ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症  
イ 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの  
ウ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

※新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条  
市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

### 3. 発生段階等の考え方

○準備期  
・発生前の段階では、国は水際対策等の実施体制などの構築。  
・市民に対する啓発や区・企業による業務継続計画等の策定。  
・DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

○初動期  
・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置される。  
・感染症の特徴や病原体の性状を明らかにし、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○対応期  
・封じ込めを念頭に応付する時期。  
・病原体の性状等に応じて対応する時期。  
・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期。  
・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

### 2. 対策の目的など

#### ○感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護

・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間確保する。  
・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようする。  
・適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

#### ○住民の生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、まん延防止に関する措置による住民の生活及び地域経済への影響を軽減する。  
・住民の生活及び地域経済の安定を確保する。  
・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。  
・業務継続計画の作成や実施等により、住民の生活及び地域経済に寄与する業務の維持に努める。

### 4. 対策項目

1. 実施体制
2. 情報収集・分析
3. サーベイランス
4. 情報提供・共有・リスクコミュニケーション
5. 水際対策
6. まん延防止
7. ワクチン
8. 医療
9. 治療薬・治療法
10. 検査
11. 保健
12. 物資
13. 住民の生活及び地域経済の安定確保

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 準備期

#### 第1章 実施体制

役割整理や指揮命令系統の構築、研修や訓練を通じた関係機関間の連携強化

準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における実施体制を強化し、迅速に対策を実施

各対策の実施状況に応じて、柔軟に実施体制を整備し、見直しを行う

#### 第2章 情報収集・分析

情報収集・分析に加えて、情報の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を実施

新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析・リスク評価を迅速に実施

感染症のリスクに関する情報、住民の生活及び地域経済に関する情報等の収集・分析を強化

#### 第3章 サーベイラントス

平時からサーベイラントス体制を構築し、情報を速やかに収集・分析

平時において実施しているサーベイラントスに加え、有事の感染症サーベイラントスを開始

流行状況に応じ、適切に感染症サーベイラントス等を実施

#### 第4章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

区民等の感染症に関するリテラシーを高め、区の情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上

感染拡大に備えて、区民に新たな感染症の特性や対策等の的確な情報提供・共有を実施

区民の关心事項を踏まえ、対策に対する区民の理解を深め、適切な行動につながるように促す

#### 第5章 水際対策

役割整理や指揮命令系統の構築、研修、訓練を通じた関係機関の連携の強化

区の感染状況を適宜関係機関に報告し、水際対策の方針決定のための情報提供を実施する

新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況を踏まえながら、関係機関と連携し適切な水際対策を実施する

#### 第6章 まん延防止

対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標データ等の整理を平時から実施

区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施

まん延防止対策を講ずるとともに、効果等を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切替え

#### 第7章 ワクチン

関係機関と連携し、ワクチンの供給や流通接種体制を構築

国の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を実施

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施

#### 第8章 医療

予防計画等に基づき有事に関係機関が連携して医療提供できる体制を整備

保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備

初動期に引き続き、保健所や医療機関等と連携し、患者に適切な医療が提供できるよう対応

#### 第9章 治療薬・治療法

治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、活用できるよう、体制づくりを実施

医療機関等に対する治療薬等の最新の知見の情報提供や、適切な使用等の調整等を実施

迅速に有効な治療薬を確保し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を実施

#### 第10章 検査

平時より東京都における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、有事における検査実施の方針の基本的な考え方を整理する

国等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生当初から、検査拡充等の体制を迅速に整備

国の方針や区内の感染状況等を踏まえ、検査体制等を適時拡充・見直し

#### 第11章 保健

連携協議会等を活用し、多様な関係機関との連携体制を構築

予防計画や健康危機対応計画等に基づき、有事体制への移行準備を推進

予防計画や健康危機対応計画等に基づき、求められる業務に必要な体制を確保

#### 第12章 物資

感染症対策物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施

区内の生命及び健康等への影響が生じることを防ぐため、有事に必要な感染症対策物資等を確保

初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に実施

#### 第13章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

事業者及び住民等に適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを奨励

準備期での対応を基に、住民の生活及び地域経済の安定を確保するための取組を実施

## 第3部 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

### ○ 新型インフルエンザ等に対応する実施体制

#### 1. 実施体制の整備

区は、「東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年東京都北区条例第3号）（以下「条例」という。）及び「東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」（平成25年東京都北区規則第45号）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。

#### 2. 対策の推進

○危機管理室長は保健所からの情報に基づき、関係部署の連携が必要な場合は関係部課会議の設置、全庁的な対応が必要な場合は危機管理対策本部の設置のように、危機レベルに応じた体制を構築する。

○厚生労働大臣による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、本部の位置づけを特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策本部」に移行する。

○条例に基づき、対策本部は、東京都及び関係機関等との緊密な連携を図りつつ、必要に応じて東京都への新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整の要請等、速やかに所要の総合調整を行う。

### ○ 区対策本部の構成

#### 1. 組織及び職員

- ・本部長は区長をもって充て、本部の事務を統括する。
- ・副本部長は副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・副本部長が本部長の職務を代理する場合は、次の順序により行う。危機管理室を担任する副区長である副本部長  
危機管理室を担任する副区長以外の副区長である副本部長  
教育長である副本部長
- ・本部は、本部を構成する部の部長、区の区域を管轄する。消防署長又はその指名する消防吏員とする。
- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、区職員のうちから必要な職員を置くことができ、本部長が任命する。

#### 2. 部

- ・本部に部を置く。  
(分掌は(4)区対策本部各部の分掌事務P181～182のとおり)

#### 3. 区対策本部会議

- ・本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。